

放課後等デイサービス て to て (春木)

重要事項説明書

株式会社 BLS

重 要 事 項 説 明 書

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社BLS
代表者氏名	明石 秀伸
本社所在地 (連絡先)	大分県別府市大字鉄輪 628 番地の 3 (TEL : 0977-76-5220 FAX : 0977-76-5275)
法人設立年月日	平成 25 年 4 月 30 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	放課後等デイサービス てとて (春木)
サービスの 主たる対象者	障がい児 (18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 (発達障がい児を含む) 及び難病等対象者)
事業所番号	放課後等デイサービス 4450200763 号 (2023 年 3 月 31 日指定)
管 理 者	立花 実
児童発達支援 管理責任者	河野 弘明
事業所所在地	大分県別府市春木 1-1
連 絡 先 相談担当者名	TEL : 0977-84-7377 FAX : 0977-84-7322 立花 実
事業所の通常の 事業実施地域	大分県別府市・速見郡日出町
事業所が行なう 他のサービス	共同生活援助事業 4420201867 号 (令和 4 年 2 月 1 日指定) 生活介護事業 4410202255 号 (令和 6 年 6 月 1 日指定)
利 用 定 員	10 名
開 設 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社 BLS が開設する放課後等デイサービス て to て 春木 (以下「事業所」という。) が行う児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の特性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「通所支援計画」という。) を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。 2 事業所は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。 4 事業所は、障がい児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (年末年始 12/31～1/3 は休業日とする)
営業時間	9時00分～18時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日 (年末年始 12/31～1/3 は休業日とする)
サービス提供時間	平日 10時00分～17時00分 学休日 10時00分～17時00分

※土曜日に関しましては法人が休業日を指定する場合があります、その場合は前月までにお知らせします。

3 設備の概要

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	1室	55.4 m ²
静養室	1室	
トイレ	1室	5.49 m ²
台所	1室	
倉庫	1室	23.3 m ²
事務室	1室	14.18 m ²

4 職員体制等について

職種	職務内容
管理者	1名（専従） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
職種	職務内容
児童発達支援管理責任者	1名（専従） (1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。 (3) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。 (5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等によ

	<p>り、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
児童指導員	(常勤) 2名 (非常勤) 3名以上 指定放課後等デイサービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。
指導員	(常勤) 1名 (非常勤) 1名以上 指定放課後等デイサービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。
委託医	(非常勤) 1名 当該事業所を利用する障がい児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、運動、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、ソーシャルスキルトレーニング等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	30分以上1時間30分以下	1時間30分超3時間以下	3時間超5時間以下(学休日のみ)
利用料	5,740円	6,090円	6,660円
利用者負担額	574円	609円	666円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
児童指導員等加配加算	1,520円	左記の1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
福祉専門職員配置等加算	150円	左記の1割	児童指導員等のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
延長支援加算	1時間以上2時間未満 920円 2時間以上 1,230円	左記の1割	放課後ならば3時間以上経過後、学休日ならば5時間経過後に延長利用した場合に加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
家支援加算(Ⅰ)	居宅を訪問(1時間以上)3,000円 居宅を訪問(1時間未満)2,000円 事業所で対面 1,000円 オンライン 800円	左記の1割	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、月4回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。(重心は月8回まで)

送迎加算	540円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
個別サポート加算	1,200円	左記の1割	著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合、1日につき算定されます。
関係機関連携加算	1,500円～ 2,500円	左記の1割	小学校等の関係機関と連携して放課後等デイサービス計画の作成に係る会議の開催及び日々の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整及び相談援助を行った場合、1日につき加算されます。(月1回を限度)
福祉・介護職員等処遇改善加算	所定単位数 の13.4%	左記の1割	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、当該基準に掲げる区分に従い加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
おやつ代	1回あたり50円(月の上限500円)
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、指定口座からの自動振替となります。(振替手数料の140円は利用者負担となります。)</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p> <p>※利用者負担上限月額が0円でおやつ代のみの場合は現金払いも可能とします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場

合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、文書によりその同意を得ます。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 立花 実
-------------	----------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡

先にも連絡します。

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	明石Mクリニック		
医院長名	明石 光伸		
所在地	大分県別府市鉄輪御幸9組		
電話番号	0977-76-5270		
診療科	内科・呼吸器内科	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	別府市役所
	担当部・課名	障がい福祉課
	電話番号	0977-21-1413
大分県	担当部・課名	障害福祉課
	電話番号	097-536-1111

保険加入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名 東京海上日動</p> <p>保険名 超ビジネス保険</p>
------	--

14 非常災害時の対策

平時の訓練	避難訓練を年1回以上実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・消火器 有 ・絨毯は防災機能のある物を使用しています。 ・漏電火災警報器 有

15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として苦情受付責任者が対応する。

苦情受付責任者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を解決責任者に直ちに報告する。

② 確認事項

相談又は電話については、次の事項について確認する。

相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間担当した職員の氏名（利用者がわかる場合）、具体的な苦情・相内容、その他参考事項。

③ 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

⑤ 相談及び苦情の処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

ア：事業所内において、苦情対応者、解決責任者を中心として相談・苦情処理のための部会・会議を開催する。

イ：問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。

ウ：部会での会議において検討し、具体的対応者を決定する。

エ：文書により回答を作成し、対応者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡す。

オ：苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、市町村及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。

カ：事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。

【事業者の窓口】 苦情受付責任者：立花 実	所在地 別府市春木 1-1 電話番号 0977-84-7377 受付時間 平日 9 時 00 分～18 時 00 分
【市町村の窓口】 別府市役所	所在地 別府市上野口町 1 番 15 号 電話番号 0977-21-1413
【公的団体の窓口】 大分県 運営推進委員会	所在地 大分市大津町 2-1-41 電話番号 097-558-0300

16 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又

は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、大分県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 評価の実施状況

年1回以上の自己評価を実施します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

指定放課後等デイサービス「放課後等デイサービス て to て」の提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事	所在地	大分県別府市大字鉄輪 628 番地の 3
---	-----	----------------------

業 者	法 人 名	株式会社B L S	
	代 表 者 名	明石 秀伸	印
	事 業 所 名	放課後等デイサービス て to て (春木)	
	説明者氏名	立花 実	印

私は本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービス「放課後等デイサービス て to て」の重要事項の説明を受け同意しました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住 所		
	氏 名		印
	続 柄		
利用者(児童)氏名			

代 理 人	住 所		
	氏 名		印